



三好市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

## 利用の手引き



三好市

## 1. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

三好市では、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合う社会を目指しています。

その取り組みの一環として実施する「三好市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」は、一方又は双方がLGBTQ+であるお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した関係（パートナーシップ）である旨の宣誓書（一方又は双方に未成年の子どもがいる場合、その子どもを愛情をもって養育することを約束した関係（ファミリーシップ）を含む）を提出し、三好市がその宣誓を公的に証明するものです。

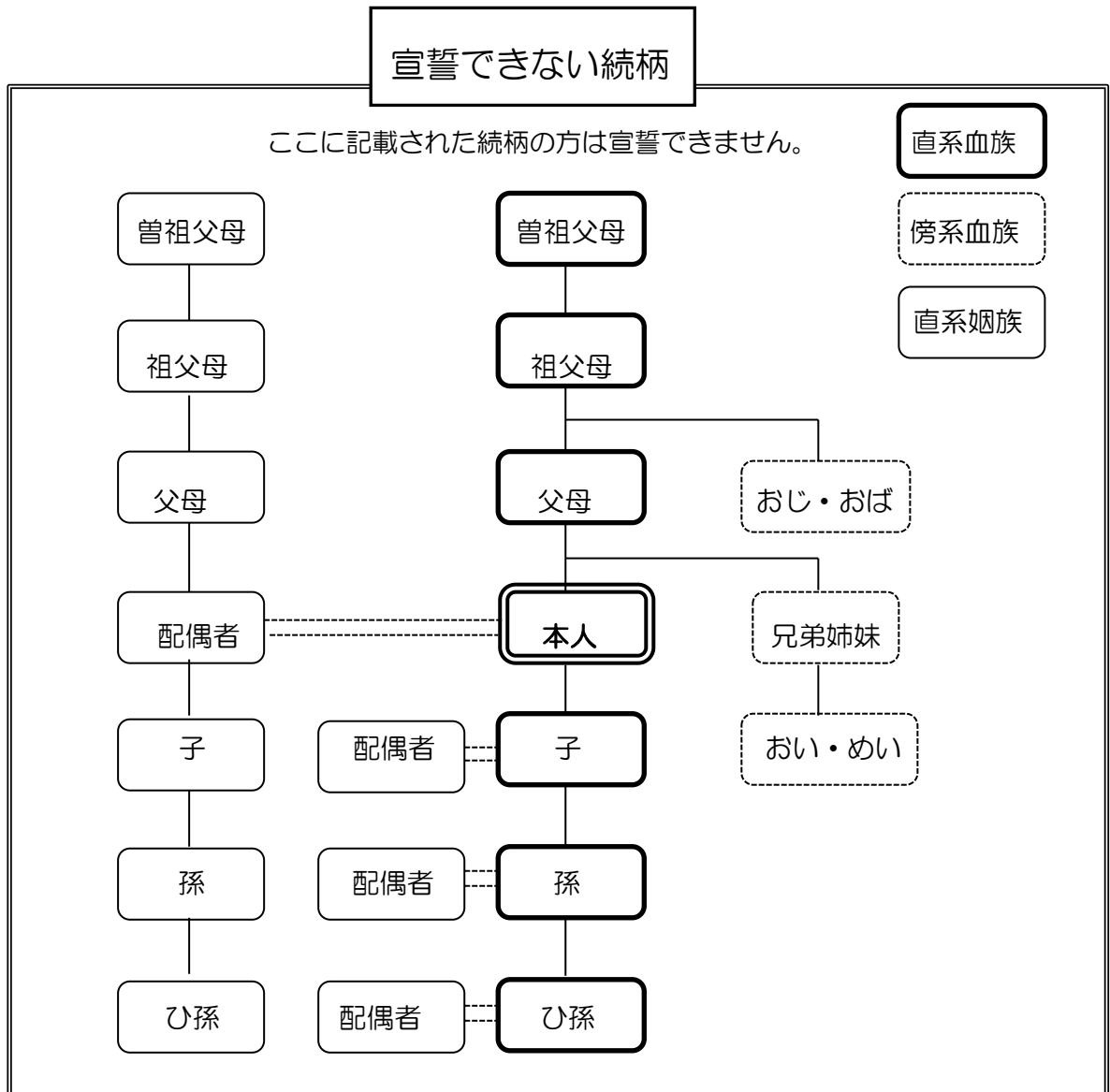
この制度に法的効力はありませんが、制度の導入により、LGBTQ+に関する市民の理解が広がり、市民一人ひとりが相手を思いやり、多様な価値観を認め合う社会が実現できることを期待しています。

### ※LGBTQ+とは

- L・・・女性を恋愛対象とする女性
- G・・・男性を恋愛対象とする男性
- B・・・男女どちらも恋愛対象となる人
- T・・・身体性の性と心の性に違和感のある人
- Q・・・性自認・性指向（好きになる性）が定まっていない人
- +・・・それ以外の性のあり方

## 2. 宣誓できる方

- お二人とも成年に達していること。
- お二人とも本市に住所を有していること。
- お二人とも配偶者がいないこと、宣誓しようとする相手以外とパートナーシップにないこと。
- お二人の関係が、民法 734 条から第 736 条までに規定する婚姻することができないとされている者同士でないこと。※下図参照  
※ただし、パートナーシップに基づき、お二人が養子縁組をしている、またはしていた場合には宣誓できます。
- 宣誓書にファミリーシップ（家族）として、子どもの氏名を宣誓書に記載することができます。（生計が同一であること。）



### 3. 宣誓の流れ

#### (1) 宣誓日の予約（三好市役所 市民課人権室 ☎0883-72-7622）

宣誓予定日の原則 1 週間前までに、電話にて予約してください。

宣誓可能な日時：月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）

午前 8 時 30 分～午後 4 時 00 分

※担当職員より、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の要件や内容、必要書類の説明をします。

#### (2) 宣誓当日

予約した日時にお二人そろってお越しください。ファミリーシップ（家族）として宣誓書に記載する未成年の子どもがいる場合には、当該子どもさんもお一緒にお越しください。）

宣誓場所では、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を記入していただきます。

※宣誓は、プライバシーに配慮し、原則個室で行います。

※所要時間：1 時間程度

※必要書類：この手引きの 4 ページに記載している必要書類をお持ちください。

宣誓書受領証等は即日発行できないため、後日交付となります。

また、郵送することもできます。

#### (3) 受領証等の交付

受領証交付日にお越しください。

本人確認書類を確認のうえ、受領証等を交付します。

## 4. 必要書類

### ①住民票の写し

- 3ヶ月以内のものを、1通ずつお持ちください。
- 同一世帯になっている場合は、2人分の情報が記載されたもの（未成年の子どもがいる場合には当該子どもも含む。）1通でかまいません。
- 個人番号（マイナンバー）が省略されたもの

### ②戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）または独身証明書

- 3ヶ月以内のもの
- 配偶者がいないこと、及び未成年の子どもとの親子関係がわかる戸籍抄本等
- 国籍が日本でない場合は、「婚姻要件具備証明書」と、その日本語訳が必要です。

### ③本人確認できる書類

- A：顔写真付きの官公署が発行したもの1点  
（例：運転免許証・個人番号カード・旅券など）
- B：Aをお持ちでない場合、下記の書類2点  
（例・健康保険証・介護保険証・年金手帳・年金証書など）

（通称名を使用する場合）

### ○通称名を日常的に使用していることが分かる書類

（例：社員証・学生証・法人が発行した身分証明書など）

※必要に応じて、上記以外の書類提出を求めることがあります。

※必要書類等の取得にかかる手数料は自己負担となります。

## 5. 受領証等の再交付・変更・返還

### (1) 受領証等の再交付

紛失や汚損などによりパートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を希望するときは、再交付申請書を提出してください。

汚損等の場合は、既に発行している受領証等と引き換えとなりますので、忘れずにお持ちください。

※再交付後、紛失した受領証等を発見した場合は速やかに返還してください。

### (2) 宣誓書記載内容の変更等

住所や氏名の変更などにより、宣誓書に記載した事項に変更があった場合は、宣誓書記載事項変更届出書を提出してください。

※変更内容が確認できる書類を一緒に提出してください。

### (3) 受領証等の返還

以下に該当するときは、受領証等返還届を提出し、受領証等を返還してください。

- ① パートナーシップが解消された場合
- ② 一方が亡くなられた場合
- ③ 一方又は双方が市外に転出した場合
- ④ その他宣誓の要件に該当しなくなった場合

## 6. 問い合わせ先

三好市役所 環境福祉部 市民課 人権室

778-8501

徳島県三好市池田町シンマチ1500番地2

電話：0883-72-7622

FAX：0883-72-7202

E-mail：[jinken@city.tokushima-miyoshi.lg.jp](mailto:jinken@city.tokushima-miyoshi.lg.jp)

## 7. よくある質問

### Q1 宣誓できるのは、同性パートナーだけですか？

同性パートナーに限らず、一方又は双方が LGBTQ+の方で、宣誓できる要件（P2 参照）を満たしていれば、宣誓することができます。

### Q2 同居していないと宣誓できませんか？

お二人が同居していなくても宣誓することができます。

### Q3 宣誓にあたり、プライバシーは守られますか？

宣誓はプライバシーに配慮し、原則個室で行います。提出された書類や記載されている個人情報等については、本人の同意なく外部に提供することはありません。

### Q4 代理や郵送でも宣誓書を受け付けていますか？

代理や郵送では受け付けていません。宣誓時はお二人でお越しいただき（ファミリーシップの場合は子どもも）宣誓書を提出していただく必要があります。

### Q5 宣誓に費用はかかりますか？

宣誓の手数料は無料です。

ただし、必要書類の住民票の写しや戸籍抄本などの発行手数料は負担していただく必要があります。

### Q6 宣誓受領証等の発行までどれくらいの時間がかかりますか？

宣誓書や必要書類に不備がなく、宣誓が適当と認められた場合は、1週間程度で交付可能です。交付が可能になり次第、ご連絡させていただきます。

### Q7 宣誓すると戸籍や住民票の記載が変わりますか？

この制度は法的効力がないため、宣誓後に戸籍や住民票の記載が変わることはありません。